

安全安心まちづくり条例に基づく各種指針の改正

<安全安心まちづくり条例>

犯罪・事故の防止に関し、都民・事業者の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりを推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図る(平成15年10月施行)

安全安心を推進する
マスコットキャラクター
「みまもりいぬ」



住宅における犯罪の防止に関する指針

<目的> 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の基準や共同住宅の管理対策等を示すことにより、防犯性能の高い住宅の普及を図る

令和7年4月に改訂した警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」及び昨今の犯罪情勢等を踏まえ必要な見直しを実施

- ✓ 防犯カメラ設置が必要な場所、その具体的な場所を洗い出す際の着眼点等を明記
- ✓ インターフォンや住戸の窓、エレベーターなど、具体的な防犯対策を明記

➡ 令和8年4月1日施行

繁華街等における安全安心の確保に関する指針

<目的> 昼夜を問わず安全安心な繁華街等の形成に必要な方策を示すことにより、繁華街等における安全安心を確保する

繁華街での通行の妨げになるような蟬集やたむろ行為、座り込みなどの迷惑行為、闇バイト含む青少年の非行・被害など昨今の情勢を踏まえ必要な見直しを実施

- ✓ 事業者、地域住民、ボランティア、来訪者に対し、繁華街等の安全安心を自主的に確保するための具体的な取組等を明記

※各指針は知事及び公安委員会が共同し策定